

第1回 加古川市いじめ防止対策評価検証委員会の開催の報告について

1 開催日時 令和5年5月31日(水) 午後7時00分～午後8時53分

2 開催場所 加古川市役所北館 4階 大会議室

3 議 事

(1) 令和4年度3学期いじめ防止対策の取組状況に係る報告

<事務局説明>

① 未然防止への取組について

- 第15回加古川教育フォーラム
・心の絆プロジェクトで「笑顔革命 加古川つくるわ 笑顔の輪」

② 早期発見・早期対応への取組について

- いじめの認知件数(年間)
・小学校797件、中学校228件、合計1,025件
- いじめの様態(年間)
・からかい・悪口579件、暴力202件、仲間外れ・無視58件、ネットでの誹謗中傷23件 他
- いじめ発見のプロセス(年間)
・児童生徒から492件、保護者から325件、アンケートから80件 他
- 不登校児童生徒への支援の充実(年間)
・不登校児童生徒数：小学校236人(昨年度比70人増)、中学校453人(昨年度比39人増)、合計689人
・不登校改善率：小学校40人(16.95%(昨年度比7.15%減))、中学校145人(32.01%(昨年度比4.72%増))

③ 関係機関との連携を強化した取組について

- スクールサポートチームの活動状況について(年間)
・学校支援カウンセラーによるアウトリーチ件数：19件(昨年度比22件減)
・スクールロイヤー相談件数：10件(昨年度比10件減)
- ネットパトロール事業の実施状況(年間)
・専門機関からの情報提供数：3,323件(うち学校への対応依頼19件)
・学校への対応依頼分については、生徒及びその保護者に対し安心・安全なインターネット利用についての指導、見守りを学校へ依頼

④ 推進体制・検証体制を整える取組について

- アセス、心の相談アンケート及び教育相談による推進体制の検証と支援
- 中学校生徒指導担当者会及び小学校生徒指導部会との連携
- いじめ対策委員会及び不登校対策委員会の機能的運用
- PDCAサイクルによる評価検証体制の推進
- 学校評価による検証

<各委員の主な助言等>

- ◆ いじめ発見のプロセスについて、本人や周りの児童生徒から教師へいじめられていることを伝えやすくなってきたと捉えることができる。
- ◆ 児童生徒に問題解決を教師に任せて自分たちは何も行動しなくてよいという意識がないかが

心配である。

- ◆ 様々な取組をしてもいじめ重大事態がこの数年間に発生していることから、教育委員会と学校との対応のあり方について引き続き検討していくことが重要である。
- ◆ いじめについては、児童生徒の中から仲裁者が出てくるかが大事である。そのような児童生徒をどう育てるかが今後のいじめ防止対策の目標ではないか。

(2) 令和4年度いじめ防止対策の取組状況に係る評価検証(年間)

<事務局説明>

- ① 令和4年度加古川市いじめ防止対策改善基本5か年計画の取組状況について
 - 令和4年度5か年計画の取組状況の結果・効果等について報告
 - 令和5年度いじめ防止対策計画での展開について報告
- ② 令和4年度いじめ防止対策改善プログラム自己点検シート(まとめ)について
 - 各評価項目の各学校の対応について説明
- ③ 各学校の学校評価について
 - 市内41校の学校評価(ホームページ公開資料)について説明

<各委員の主な助言等>

- ◆ 授業の中での居場所づくりや絆づくり、自己有用感を育む学級づくり等、未然防止の取組のあり方がこれからの大きな課題である。
- ◆ ネットいじめなど、いじめはより一層見えにくいものになってきている。いじめ防止の取組はいじめを取り除くことに繋がる。児童生徒レベルで落とし込んでいく取組が今後も重要である。
- ◆ 困難な事案に対して、その対応策について継続的にアイデアを出し合うことが、より一層ケース会議を充実させるために必要である。
- ◆ アセスの非侵害的関係の項目を使って、「嫌な思いをしたことがあるか」や「仲間外れにされた経験があるか」など、直接児童生徒に聞く機会が大切である。

(3) 加古川市いじめ防止対策改善基本5か年計画の取組結果

<事務局説明>

- ① いじめ防止対策改善基本5か年計画(平成30年度から令和4年度)の総括について(案)
 - 過去4回の全国学力・学習状況調査の回答状況(小学校・中学校)について説明
- ② いじめ防止対策評価検証委員会からの助言・意見等に基づく改善基本5か年計画の展開について

(4) 令和5年度加古川市いじめ防止対策計画及びいじめ防止対策プログラムの推進体制

<事務局説明>

- ① 令和5年度加古川市いじめ防止対策計画及びいじめ防止対策プログラムについて
- ② 各学校のいじめ防止対策プログラム 全体計画・年間計画について
- ③ 令和5年度加古川市いじめ防止対策計画及びいじめ防止対策プログラムの推進体制について
 - 学校、市教育委員会それぞれにおける令和5年度の推進体制について説明
- ④ 令和5年度学校生活適応推進事業実施要項について
 - アセス、心の相談アンケート及び教育相談、学校生活適応推進研修講座(全3回)、相談行動促進(自殺予防教育)の推進について説明

<各委員の主な助言等>

- ◆ 子どもたちの「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」、この四つを柱にしなが、これからの学校運営や教育委員会の施策・運営を継続していただきたい。
- ◆ 学校に行くのが楽しいと思うと答える子どもの割合が全国に比べて高いのは、いじめ防止対策の5年間の努力が実を結び始めている表れだと思う。この芽をどんどん大きく育てていく次の段階に来ているのではないか。

- ◆ 家庭・地域・学校外施設とのいじめ防止対策の連携強化というのが大切である。学校と教育委員会と市長部局とが、どのように地域と連携していくかが今後の課題である。
- ◆ 今年の4月に施行した子ども基本法を踏まえた今後のいじめ防止対策の展開を示すことで、より一層、加古川市の熱量が伝わると思う。
- ◆ 「いじめ」が重大事態化している背景要因に教員間の同僚性という部分が垣間見えるケースもある。同僚性を失わせないためにも心的安全性を担保するための工夫について学校経営の中で考える必要がある。
- ◆ 今後も、「二度と子どもの尊い命が奪われるようなことがあってはならない」という強い決意で、これからもいじめ防止対策を築き上げていただきたい。
- ◆ 5年間のいじめ防止対策の取組をノウハウにしてこれからも取り組むことが大切であり、そのためには、「取組や活動にはどのようなルールがあるのか」、「考え方や理念を浸透させるにはどうすればよいのか」、「理論のプロセスをもつこと」の3つのポイントがある。